

## 会議録

- 1 開催した会議の名称 令和7年度こども施策推進協議会
- 2 開催日時：2026年2月3日（火曜日） 14時00分～15時30分
- 3 開催場所：佐賀市青少年センター大会議室
- 4 出席者：【委員：14名】

松山会長、春原副会長、森島委員、川原田委員、高尾委員、  
飯森委員（代理出席 福元氏）、山本委員、西川委員、東島委員、渡辺委員、  
木村委員、久米委員、山田委員、小林委員

【事務局：16名】

男女参画こども局 大草局長、末次副局長、松村政策企画監  
こども未来課 千綿課長、牛島副課長、園田副課長、久家係長、川崎係長  
椛島主査、大野主事  
男女参画・女性の活躍推進課 大串課長  
こども家庭課 野田課長、畑島政策調整監、山口副課長  
障害福祉課 吉田技術監  
学校教育課 山崎指導主幹

5 内容

- (1) 佐賀県こども計画について
- (2) 今後のこども施策の推進に向けて（取組状況の説明、意見交換）

6 会議録

事務局から資料1～2に基づき説明を行った。  
事務局説明に対する委員からの意見や質問の概要は以下のとおり。

(委員)

保育フェスについて、企画の段階から各協会の代表者が参加し、学生と交流しながら企画・開催できて感謝申し上げます。

こども性暴力防止法については教育段階から性暴力に関する教育を行い、性犯罪を起こした者には、処罰と免許の剥奪まで行った上で、事業者へ指導してほしい。

(こども未来課)

保育の仕事魅力発信事業については、今後も団体及び養成校の皆さんと一緒にやっていきたいので引き続きお願いしたい。

こども性暴力防止法について、法施行が決まっているので、理解が進むように研修や説明会をしっかりと行っていきたい。その際に寄せられた疑問点等は、国にも確認していきたい。

(委員)

こども性暴力防止法について、説明会は1回限りではなく、細やかな対応を行ってほしい。

また、薬局での強制避妊薬の販売について、簡単に手に入るようになるので、今まで以上に性教育を行政と共に行ってほしい。

(こども未来課)

こども性暴力防止法の説明会について、団体で研修をされるタイミング等で行政説明の機会を設けるなどの対応ができると思う。保育施設だけではなく、学校や児童養護施設など、幅広くこどもに関係する支援者が対象になるので、こども未来課だけではなく、関係課が幅広く対応していく必要がある。

(男女参画・女性の活躍推進課)

DV総合相談センターで性暴力関係の啓発等に取り組んでいるが、強制避妊薬の使い方についても、今後の啓発の中で、そのような視点も入れて行ってほしい。

(委員)

こども性暴力防止法について、養成課程の基準や授業内容も変わってくると思う。事例紹介などご協力いただきたい。

(委員)

子どもの居場所などの支援については、広がってきている現状がある。ただ、質もあるので、様々な機関と連携してしっかりとやっていかなければいけない。現場は市町ということで、市町の計画に盛り込んだり、もっと支援策があればと思う。

支援者不足の問題があるが、人材をどう作るか、孤独・孤立のプラットフォームなどで、チャレンジをしようとしている。

またこども性暴力防止法について、民間の活動で実際に取り扱いをどのようにしていくのか危惧している。

(こども家庭課)

こどもの居場所だけでなく、福祉や教育の面にしても、孤立、人とつながらないというのが、潜在化して進行してしまい、気付いた時には大事になっている。こどもの居場所も人とつながることで、いろんな悩みを抱えていることを見つけることができるという大事な取組の一つ。人と人同士をつなげる、それからモノをつなげる、そしてその資金調達方法等についても助言を行ってほしい。

(委員)

様々な政策を出されているものの、虐待や不登校も増えている。子どもの権利条約、こどもの権利の意識をしながら、各政策を掲げて事業の進捗を振り返ることが必要。県の状況に合わせて、こどもの権利条例づくりをして、どのように県でこどもの権利を浸透させて、こどものウェルビーイングを実現していくのが大事。こどもの権利条例づくりの会を立ち上げた。そのような気運が高まるように、民でも動いていきたい。

また、こども性暴力防止法について、こどもが傷つくことがないような環境作りを進めていきたい。

(こども未来課)

こどもの権利は、県のこども計画にも盛り込ませていただいた。こどもの権利について、新たに会を立ち上げられて、取り組まれているということで、県としてもその動きを見させてもらいながら、どのように考えられていくのかを見ていきたい。

また、こども性暴力防止法について、こどもの権利を踏まえた認識が広がっていくように、県としての周知方法に努めていきたい。

(こども家庭課)

こどもアドボカシーは、児童虐待などで、家庭から分離したこどもの意見を聞くという制度。こどもの意見を尊重するというのは、全て子どもに関わる大人が子どもを一人の人間として尊重しながら取り組んでいかないといけない。

(委員)

プレコンセプションケアで、当事者に意識・理解してほしいのは大事だと思うが、周囲の理解、特に企業の理解を進めることが必要。そういった意味でも、企業向けの出前講座を積極的にやっていただきたい。

また、SAGAPAPA育休アシストについて、きっかけとしてはいいが、復帰後の育休者等へのヒアリングをしていただきたい。復帰後、結局同じように働かされてしまっている事例もある。育休期間は仕事と子育てを両立する準備期間と捉えて、何のために取るかということを企業に理解してもらった上で、進めることができると思う。

(男女共同参画・女性の活躍推進課)

企業自体が変わっていかねばいけない。この奨励金を始めたのが、0を1にするのが難しいと声があり、ファーストステップとして、経営者に育休取得に目を向けてほしいということで実施している。今後継続していく上で、実際に育休を取った方の声も聴いていきたい。

(委員)

育休の期間について、14日だと企業もパワープレイで乗り切ってしまう、結局体質が変わらない。長ければ長いほどいいわけではないが、次のステップとしては、もう少し期間を伸ばすなど、厳しい条件を付けるといいと思う。

(会長)

欠席した委員から「今後も待機児童数は増加すると思われる。それらを踏まえて、数値目標と具体的な手立てを明確にする必要があると考える。また、放課後児童クラブを利用できない児童の存在も深刻な問題。これまで以上に放課後児童クラブの質の問題に取り組んでいきたい。」との意見をいただいた。

(こども未来課)

放課後児童クラブ自体は市町が実施主体なので、解消自体は、基本的には市町が主体となって取り組むもの。ただ、県こども計画の中にも放課後児童クラブについて、ゼロを目指していると記載。課題として、待機児童が出るということは、場所や人が足りないということ。県としては、「待機児童ゼロ」を大きな目標として掲げながら、現状は「待機児童が発生している」という認識のもと、市町の取組を後押ししていく。市町の実情も踏まえ一緒に考えていきたい。